

熱愛する全民主党国会議員のみなさまへ差し上げる手紙

2度目の起訴相当議決は、吉田繁實弁護士による誘導の産物です

政権交代を実現し、日本の歴史に「国民の生活が第一」の政治を実現するという、偉大なパラダイム転換の担い手として、日々ご活躍の民主党国会議員の412人のみなさま、そして不本意にも党籍を離れておられる石川知裕議員さま、ご苦労さまです。世界に誇れる日本を実現する大変なお役目に、心から敬意を表するものです。

私は東京都江東区に住む69歳の一市民で、檀公善と申します。仕事馬鹿で、政治活動にはほとんど無縁の人生を生きて参りました。もちろん法律の専門家でもありません。でも69年間生きてきた一日本人の直感で、今の日本が、複合的で不穏な、得体のしれない危機に直面しているように思えてなりません。

10月4日午後3時35分、テレビドラマを見ていた私は、自分の目を疑いました。「小沢、起訴相当」のテロップが流れたからです。誇張ではなく、心臓がバクバクしました。即座に脳裏に浮かんだ思いは、「余りにも早すぎる」というものでした。

初回の東京第五検察審査会が起訴相当の議決を行ったのは、4月27日の火曜日でした。私は二回目の議決について、多分10月26日の火曜日ではないかと予測を立てていました。審査補助員が吉田繁實弁護士に決まったのは、9月7日の火曜日でした。第五審査会の審議は毎週火曜日に行われるに違いないと踏んでいた私は、1回目9月14日、2回目9月21日、3回目9月28日、4回目10月5日、5回目10月12日、6回目10月19日となり、合計36時間をかけて審査が行われるものだとばかり思っていました。

さっそくネットで情報収集をしてみました。今回の議決が行われたのは、なんと9月14日の火曜日ではないですか。ずばり貴党代表選の投票日です。仮にその日に小沢一郎氏が代表選で当選し、代表の立場が決定したとするならば、まさにその30分前に、新代表について起訴相当を議決したということになっていたわけです。

結果は小沢氏の敗北ということになりましたが、そのことと関連するのかわかるともかく、議決要旨が公表されたのは10月4日。なんと、ほぼ3週間もの間、国民の目に触れることがないよう、検察審査会事務局によって凍結されていたのです。まさに国民を愚弄した所為であると言わなければなりません。それにしても議決要旨のみで、議決の全文は一向に公表されません。いったいぜんたいこの議決は、どういうことになっているのでしょうか。

9月14日といえば、9月18日の小沢氏の4回目の事情聴取の4日前であり、平成19年分の収支報告書の虚偽記入について、東京地検特捜部が再び不起訴処分を行った9月30日よりはるかに前のことです。さらに言えば、陸山会土地事件で起訴された三人の中の一人である大久保氏の調書を取ったとされる大阪地検特捜部の前田恒彦主任検事が、村木冤罪事件に関連して、フロッピーの改竄で逮捕された9月21日の2週間前のことです。

9月14日にすでに議決が行われているとは露知らず、前田逮捕以後の一連の流れが起訴相当の議決をかなり遠のかせるのではないかと考えていた私は、今になってみれば、それこそまるで知らぬが仏であったというわけで、ただただ苦笑するしかありません。

一方、10月4日に公表されるということは、「日刊サイゾー」のスクープで明らかになったように、事前に一部に漏れ伝わっていたのです。

議決要旨には、次のような文言があります。「検察審査会の制度は、有罪の可能性があるのに、検察官だけの判断で有罪になる高度の見込みがないと思って起訴しないのは不当であり、国民は裁判所によって本当に無罪なのかそれとも有罪なのかを判断してもらう権利があるという考えに基づくものである。そして、嫌疑不十分として検察官が起訴に躊躇(ちゅうちょ)した場合に、いわば国民の責任において、公正な刑事裁判の法廷で黒白をつけようと